平成２７年（フ）第９３号
佐賀県西松浦郡有田町白川２丁目11番５号
破産者　藤本　一利
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第６号
鹿児島県西之表市西之表9772番地、開始決定時の住所鹿児島県出水市中央町400番地２
破産者　伊藤　一昭
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第４７７号
仙台市太白区太白２丁目20番１－403号
破産者　砂金　敬一
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３７号
福島県郡山市安積町荒井字上北井前１番地の27　ルミエールあさか201号
破産者　遠藤　正樹
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１３７０号
横浜市瀬谷区五貫目町10番地１　マークスプリングス・メゾンＢ　312号
破産者　西原玉花こと　金　　玉花
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３７２号
横浜市磯子区洋光台４丁目１番４－1104号
破産者　小松　順一
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４０６号
神奈川県海老名市杉久保北２丁目４番22号　杉久保荘
破産者　平山　義之
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５３１号
横浜市瀬谷区阿久和南１丁目24番地12
破産者　狩野　雅之
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５８５号
横浜市鶴見区上末吉４丁目12番４号　第二松原コーポ202
破産者　近藤ひじり
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６０１号
横浜市旭区善部町37番地25
破産者　佐々木洋秋
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６１４号
横浜市保土ケ谷区明神台２番１－502号
破産者　木村　千穂（旧姓丸山）
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６５２号
神奈川県海老名市大谷南３丁目４番37号
破産者　山口千恵子
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３８号
神奈川県厚木市林５丁目３番９号　チェリーブロッサム207
破産者　和田　康之
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３７３号
神奈川県平塚市立野町30番17－304号　エメラルドプラザ
破産者　横山　輝明（旧姓久保）
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３７４号
神奈川県平塚市立野町30番17－304号　エメラルドプラザ
破産者　横山　　歩
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５５号
新潟県糸魚川市大字能生6969番地２
破産者　土田　昭俊
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第２２０号
金沢市東力２丁目114番地　ホームタウン東力北302号、従前の住所金沢市北安江４丁目15番10号
破産者　相部　公秀
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１４号
愛知県高浜市湯山町八丁目13番地21雇用促進住宅湯山宿舎４棟203号、前住所愛知県安城市赤松町大北26番地プラシードＢ103
破産者　沓名　康治
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２１８号
愛知県安城市横山町赤子１番地78　プレジール101、前住所愛知県刈谷市今川町山ノ神134番地２　サニー山ノ神205号
破産者　中村　美月
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係